

【取組例】病中児、病後児保育（香川県善通寺市）

善通寺市では、平成12年度に新築した公立保育所に少子化対策臨時特例交付金を活用した病後児保育専用の別棟（建築延べ面積 154m²）を併設し、平成13年5月に国基準で定員2名の乳幼児健康支援一時預かり事業として開設しました。なお、この保育所は平成13年4月に管理運営を社会福祉法人に委託し、平成14年4月からは無償貸与し民営化しました。

この事業は、生後5ヶ月から小学3年生の児童を対象にして、児童の「病気の回復期」に一時的に預かり、保護者ができるだけ早く就労できるようにすることで子育てと就労の両立支援を目的としています。事業の主な概要は定員2名（年齢、症状により最大4～6名程度）で、定数を超える場合は必要な度合いの高い児童を優先しています。開設時間は月曜日から土曜日の8:30～18:00、延長は19:00までです。現在は常勤看護師1名、保育所から保育士を随時派遣して運営しています。また、入会・登録については保護者の方から登録票（兼児童票）を提出してもらいます。登録は年度毎に更新する必要がありますが随時受け付けていますので緊急時の対応も可能になっています。なお、登録料は年間1,500円で、利用料は次のとおりです。

市内在住	4時間まで 1,000円	4～8時間まで 2,000円
市外在住	4時間まで 1,500円	4～8時間まで 3,000円
延長 (8時間超)	1時間につき 500円	食事代（おやつ含む。）500円

利用実績は平成13年度の5月から3月までの11ヶ月の延べ利用者は121名でしたが、今年度4月から12月までの9ヶ月で160名（市内122名、市外38名）となっています。

次に病中児保育は平成14年1月に市内の小児科医院が定員2名で開設しました。保育所併設型と同一事業で定数、利用料、利用時間等も同様ですが医院併設のため病中児の一時預かりの人数が多く保育所併設型との棲み分けができつつあります。平成14年4月から12月までの9ヶ月の利用実績は132名（市内31名、市外101名）です。

本市は人口36,000人の小都市ですが自衛隊、国立病院、四国学院大学等共働きの職場の比率が高く、これらの職場に勤務する世帯が子育て支援環境を重視し、今後本市に定住することを期待しています。

3) ベビーシッター、幼稚園における預かり保育等の整備

仕事の都合や親の発病時など様々な理由により子どもを預ける必要が生じることがあるが、この場合、ベビーシッターの活用も一つの方法である。市町村において、ベビーシッターに関する情報把握や活動支援に努めることが期待される。

一方、各幼稚園においては、子育て支援等の観点から、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に、「預かり保育」が行われるようになってきている。

「預かり保育」の実施に際しては、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などを考慮し、幼児一人ひとりが安心して過ごすことができるための保育の工夫や家庭への配慮が必要である。具体的には、①家庭的な雰囲気のある保育室の環境づくり、②地域行事への参加や異年齢との交流など「預かり保育」ならではの経験を取り入れた保育の内容の工夫、③家庭との連絡帳の作成などに取り

組むなど、適切な「預かり保育」を実施するための工夫を図ることが重要である。

【取組例】テンミリオンハウス（東京都武藏野市）

「おばあちゃんの家」をコンセプトに、武藏野市は2001年11月、「こどもテンミリオンハウスあおば」を開設しました。市が1,000万円の助成金を出し、NPOが身近な施設で柔軟なサービスを提供する独自のシステムで、キーワードは「近・小・軽」です。

同市は高齢者向けのテンミリオンハウスを4か所設置していましたが、「あおば」は市民から広い住宅の提供を受け、NPO法人「ひまわりママ」が運営しています。家庭保育している親が、通院や子どもを連れて行けない用事があったり、時には子どもと離れてリフレッシュしたい場合、「あおば」に子どもを預け、親子の絆を大切にしながら子育ての手助けを受けられます。

対象は0歳から小学生で、原則として3日前までに予約しますが、緊急の場合は水曜以外いつでもOK。親の病気、介護、冠婚葬祭、仕事、買い物、美容院、リフレッシュなどの際、自由に利用できます。開設1年間の実績は、登録子ども数368人（277世帯）、延べ利用者1,153人、緊急受け付け400件、一時保育944人、夜間保育156人、早朝保育52人、宿泊保育1人、送迎43人。ボランティアは延べ228人。

利用料金は1時間につき、早朝保育（7～9時）が900円、一時保育（9～17時）が800円で上限4,000円、夜間保育（17～22時）が900円で上限2,700円。宿泊保育（22～7時）は一泊4,000円、送迎（交通費実費）は1回900円。すべてのメニューを利用すれば24時間いつでも預けられるわけで、全体の3分の1は緊急時に利用しています。

このほか、「あひる事業」は、就学前の子どもと保護者、妊婦がくつろぎながら仲間と子育て情報を交換し、スタッフのアドバイスを受けられます。料金は1組300円。子育てや妊娠の無料相談「はあと事業」も実施しています。

【取組例】私立幼稚園預かり保育事業費補助（広島県広島市）

広島市では、保育所入所待機児童が急増する中、幼稚園児童数は減少傾向を示し、児童が幼稚園から保育所にシフトしている状況です。

このため、保育所入所待機児童の解消策として、また、幼稚園における子育て支援を充実させるため、平成15年度より、私立幼稚園が夏休み等の長期休業期間中に実施する預かり保育に対して補助を行い、現在、この期間を除いて実施されている国・県の補助制度を補完することで、私立幼稚園が年間を通して保育所に準じた保育サービスを実施する体制を整備するものです。

この事業が、児童の幼稚園から保育所へのシフトの歟止めとなり、保育所入所待機児童の解消の一助になるものと考えています。

なお、この事業の内容は次のとおりです。

- ・夏休み等長期休業期間中、預かり児童数が15人までの場合、1園1日当り、6,500円の補助を行う。（預かり児童数が15人を超える場合は、15人又はその端数毎に6,500円を加算する。）
- ・補助要件

- ①対象児童：幼稚園児（3歳以上）
- ②開設時間：夏休み等長期休業期間中（年末年始及び祝祭日を除く）、毎週月～金曜日、8時～18時まで
- ③従事職員：預かり児童数が15人までの場合は担当職員（幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者）1人、預かり児童数が15人を超える場合は、15人（又はその端数）ごとに1人加える。
- ・予算額 28,925千円

4) 24時間いつでも必要な時に安心して預けられる体制の整備

突然の用事など特別の事情により、子どもを預ける必要が急に生じた場合に、24時間いつでも預けられるサービスが身边にあれば、親にとって大きな安心につながるものと考えられる。

地域住民のニーズに応じて、こうした体制の整備も検討すべきと考えられるが、その際には、例えば利用時間の限度を設けるなど、親が特段の理由もないのに安易に子どもを預けたり、親としての育児の責任を放棄したりすることを助長しないようすることにも留意が必要である。

【取組例】24時間ファミリー・ヘルプ保育園（新潟県上越市）

上越市では、核家族化に伴う保育需要の多様化等を背景として、平成12年より、24時間・年中無休の「ファミリー・ヘルプ保育園」を市が直接運営しています。

対象は、保護者が就労、疾病、介護、災害などで緊急又は一時的に保育ができなくなった、生後8週間から就学前までの乳幼児です。料金は、昼間保育（午前7時～午後6時）については、1回につき3歳未満が1,400円、3歳以上が1,000円であり、夜間保育（午後6時～10時）については1回につき800円、24時間保育については1回3,000円となっています。また、宿泊する場合は、連続24時間が限度となっています。

平成13年度の利用者数は延べ3,681人で、1日平均では10人です。また、24時間保育（宿泊）が8人で、夜間が164人（全体の5%）、昼間・夜間併用が378人（同10%）でした。

24時間保育の利用者は少ないのですが、「いつでも誰でも困った時に安心して預けられる保育園」として、子育て支援の象徴的な意義は大きいと言えます。

なお、子育てを支援する人と支援を受ける人が助け合うファミリー・サポート・センター（会員620人）を併設し、上越助産師会が週3日、無料の子育て相談や女性の健康相談を行い、電話による相談にも応じています。

上越市では、このほかにもさまざまな子育て支援策を展開しており、かなりの成果を上げています。出生数は少子化対策に取り組み始めた平成5年には過去最低の1271人でしたが、その後は上昇傾向にあり、平成13年には1,399人でした。また、合計特殊出生率は、平成5年の1.69から一進一退し、平成13年には1.71となり、出生率の低下が続く全国（平成13年には1.33）や新潟県（同1.45）との差は次第に拡大しています。

5) 保育所等における障害者の受入れの推進

社会のすべての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念の下で、障害を持つ就学前の子どもが保育所等に入り、他の子どもとふれ合ったり相互理解を深めたりすることを積極的に推進することが重要である。

【取組例】保育所における障害児の受入れ（熊本県八代市）

八代市では、平成2年度から、特別児童扶養手当対象児童を対象とする「障害児保育事業」を、また、平成10年度から、障害児保育の対象とはならないが医師の診断等によりある程度の障害の認められる児童を対象とする「軽度障害児保育事業」を実施しています。

これは、障害を持つ児童を抱える保護者の就労支援とともに集団保育の中で児童の発達促進を図ることを目的とするものです。

また、障害の程度によっては、保育所、保護者、かかりつけ医、保健センター、行政の連絡会をつくり、緊急時の対応方法や役割分担等を行っています。

近年の状況として、まず障害児保育は、13年度13保育所22人、14年度17保育所29人（見込）となっています。次に軽度障害児保育は、13年度14保育所27人、14年度12保育所27人（見込）となっています。

平成15年度より障害児保育事業は、一般財源化されますが、質的低下を招かぬよう配慮して、今後も継続して実施したいと考えています。

また、放課後児童クラブ事業における障害児受入れの取組は、教育委員会と連携を行っているところです。

具体的には、集団活動の困難な知的障害児や精神障害児の受入れについて、教育委員会と一緒にになって課題の解決を図っているところです。

障害児の発達促進や健全育成は、保護者と行政、そして児童を取り巻くもの全てが協働で取り組む必要があると考えています。

6) 保育所のサービス評価の実施

保育サービスの質の向上を図る観点から、各市町村においては、保育所利用者の保育サービスに関する満足度を調査することが適当と考えられる。

また、このような利用者による評価や各事業者自らの取組だけでなく、平成14年に厚生労働省より示された指針も参考として、事業者の提供するサービスの質を利用者・事業者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うことや、保育等サービスの質の評価を行う相談員の養成・配置の検討も今後進めいく必要がある。

さらに、評価結果を公表することにより、利用者が保育内容を十分に把握できるようになることも必要である。

【取組例】保育園・幼稚園の第三者評価（愛知県高浜市）

高浜市では、平成13年度より高浜市保育サービス評価委員会を組織し、市内の保育

園および公立の幼稚園において保育サービスの第三者評価を実施しています。この評価委員会は市民、学識経験者、乳幼児保育の専門家の6名で構成されており、実際に訪問調査を行う調査員と評価結果を審議する評価委員とを兼務しています。

高浜市では、平成10年4月に公立6保育園のうち1園を社会福祉協議会に運営委託（公設民営化）し、平成13年4月にはさらに1園を社会福祉法人へ建物を譲渡し民営化しました。また、それまで市内には公立幼稚園しかありませんでしたが、平成14年4月から民間の幼稚園が開園しました。このように民間型の保育の参入を契機に、保育の質を確保し、広く市民に保育に関する情報を提供するため第三者評価システムを導入することにしました。

第三者評価基準の内容は、厚生労働省が示した評価基準検討委員会試案を参考に、高浜市にふさわしい基準となるよう保育サービス評価委員会で見直しを行っています。平成13年度には、保育園・幼稚園共通の基準と一部別々の基準とがありました。平成14年度からは同一の評価基準で実施しています。今後、高浜市の実情にふさわしい評価内容となるようどこまで見直すことができるか（オリジナル性が出せるか）が課題になっています。

また、第三者評価は毎年実施し、その結果を年1回公表することになっています。評価の実施にあたっては、保育サービス評価委員3名が、登園から降園まで園内を巡回しながら園のサービス内容を調査します。その後、6名で審議し最終的な評価結果を確定しています。

第三者評価を行った成果としては、職員の意識が変化したことや園の運営に対して客観的に見直す機会となったことなどがあげられます。

高浜市の第三者評価は、国が行っている第三者評価と比べると専門性に欠ける部分もありますが、実際に利用する市民の視点を重視して評価を行っています。今後、毎年実施することにより保育の質の向上（改善）のプロセスがわかるようにするなどの機能を追加してまいります。

7) 保育所の効率的な運営の推進

市区町村が設置した保育所の運営を民間企業が行う「公設民営」については、公的主体が運営する場合と比べて運営コストを安くできることや、利用者に対して柔軟なサービス提供が期待できることといったメリットが考えられるため、積極的に検討されるべきである。

なお、保育所の「公設民営」は、このような保育所の効率的運営の観点だけでなく、特に大都市周辺部において問題となっている待機児童の解消を図るための保育所の整備促進にも資するものである。

【取組例】保育所の公設民営（東京都三鷹市）

三鷹市は公立保育園15園のうち、2園を民間へ運営委託しています。平成13年度に株式会社へ、平成14年度は社会福祉法人へ運営委託しています。

この2園はいずれも新設園を運営委託したものです。1園は廃園となっていた公立幼稚園を少子化対策臨時特例交付金を活用して整備改修した0歳から3歳（定員60人）の保育園です。もう1園はJR三鷹駅の近くに新築した共同ビル内にある0歳から2歳（30人）の保育園です。

運営委託事業者を決めるに当たってはプロポーザル方式を採用しました。プロポーザルは、事業者による特色ある提案を受けることをねらいとして行っております。応募で

きる事業者は平成12年4月の保育園の設置主体の規制緩和を受けて、社会福祉法人のほかに無認可を含む保育園を現に開設している法人としました。審査に際しては、審査会を設け、評価書を作成するとともに、良い保育を行っていること、市民の多様なニーズに応えようとする提案が示されていること、そして少ない経費で運営に当たる見積もりが提出されていることを念頭に審査に当たりました。提案内容のプレゼンテーション、受託希望者が運営している保育園の視察を行い事業者の選定をしました。

保育園の運営委託業務が仕様書どおりに運営されていることを確認するため、毎月初めに園長から契約書に基づく報告書を提出させるとともにヒアリングを実施しています。保育の内容については、ベテランの公立保育園長及び保育士4人でチームを作り、第三者評価基準をもとに作成した独自の評価書により、1日かけて保育の内容を専門の立場から検証をしております。これらのことと総合評価するなかで次年度の契約を締結しております。

本市の公設民営保育園の運営委託業務は3年目となります。保護者等保育園利用者からは特に大きな苦情等ではなく順調な運営がされております。

8 幼児教育の充実

(施策の具体例)

- 1) 各地域の実情を考慮した、幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定
- 2) 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実
→幼稚園の自己評価、情報提供の推進
- 3) 幼稚園・保育所から小学校の教育へ滑らかに移行できるような幼・保・小連携の推進
→幼稚園と保育所の教育・保育内容の整合性の確保
→教員・保育士の合同研修
→幼児児童の合同活動、保護者同士の交流

○ 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期である。集団生活を通じて、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通じて総合的な指導を行う幼稚園は、我が国の幼児教育制度の根幹を成しており、より一層の充実が必要である。

1) 地域の実情を考慮した、幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

平成13年3月、文部科学省は、今後の幼児教育に関する施策の効果的な推進を図るための総合的な実施計画である「幼児教育振興プログラム」を策定した。

各市町村においては、幼児教育振興プログラムの趣旨に沿って、幼稚園の整備状況及び地域の実情等を考慮しつつ、政策プログラムを策定することが望まれる。また、各都道府県においては、各市町村の政策プログラムに基づいて、又は各市町村との緊密な協力の下に、都道府県としての政策プログラムを策定することが望まれる。

2) 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実

幼稚園の教育活動及び教育環境については、教育課程編成の基本についての共通理解の推進、それに基づく教育活動の十全な展開とこれを支える幼稚園全体の教職員の協力体制、各教員の資質の向上等の人的環境の充実、さらには、多様な教育活動のための施設空間の確保等の物的環境の確保、幼稚園教育に係る保護者の経済的負担の軽減、といった課題に早急に取り組む必要がある。

平成14年3月に幼稚園設置基準が改正され、幼稚園は、自己評価の実施とその結果の公表に努めること及び積極的な情報提供を行うことが明記された。各幼稚園が、幼児の状況や地域の保育ニーズなどに応じた特色ある主体的な教育活動を展開し、地域住民の信頼に応え、地域に開かれた幼稚園として運営できるよう、適切な評価項目を設定して、それに応じた評価を年間を通じて計画的に行うこと、また、その評価結果を含め保護者等に対して幼稚園の情報を積極的に提供することが重要である。

あわせて、自己評価だけではなく、保護者や地域住民等を加えて評価を行うことも望まれる。

3) 幼稚園・保育所から小学校の教育へ滑らかに移行できるような幼・保・小連携の推進

学校教育においては、幼児教育から高等教育までの全体を通じた連携・接続が重要である。幼児期の教育は、小学校以降の生活や学習の基盤を育成するものであることから、幼児期の教育から小学校以降の教育へ円滑に移行できるよう、共通理解を進めが必要がある。

このため、幼児期の教育と小学校教育との適切な接続を図ることができるよう、指導内容・指導方法についての共同研究や教員・保育士の合同研修の推進、幼児児童の合同活動、保護者同士の交流を推進することが望まれる。

【取組例】幼保共通カリキュラムの策定（山形県最上町）

最上町において緊急課題として取り組んでいるのが、少子化に伴う幼児教育の問題です。子どもを取り巻く環境変化に対応して、乳幼児から小学校低学年児童までを視野に入れ、次世代を生きていく子ども達の「たくましい、心ゆたかな」子ども像を目指しながら、人間の基礎づくりといえる幼児教育の推進に努めているところです。

これまで、保育所は「保育所保育指針（保育計画）」、幼稚園は「幼稚園教育要領（教育課程）」と別々に保育や教育を行ってきました。

「町新幼児教育課程」の作成と実施は、就学前教育の立場（①幼児期にふさわしい生活の展開②遊びをとおしての総合的な指導③一人ひとりの発達の特性を生かした指導）を踏まえ、小学校教育との接続を重視し、幼保一元化教育を町内全児童の三歳からすべての子ども達に「同一内容で同一教育、足並みを揃えての小学校への就学」ができるよう、町独自に三年間の園生活の指導内容基準を定めたものです。幼保教育内容の一元化は、本町の長い間の願いでもありました。

町幼児教育の課題と求める幼児の姿を、園で幼児期をどうとらえ、就学まで園の責任で何をしておくべきか、その課題解決を「幼児教育の目標」として5項目掲げています。

「新幼児教育課程」は、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、年齢別に発育、発達段階に応じ、適時適育指導・同年齢保育形態を基本に作成されていますが、その時期に求める「ねらい」を達成するために最適の保育形態を柔軟な発想と的確な対応の中で、日々の指導法の工夫と改善を行って、一人ひとりの子どもにとって安心出来る、居心地のよい場を重視しての実践に留意しています。

園における教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮しています。三歳児については、家庭との連携を緊密にし、生活リズムや安全部面に十分配慮しています。また、四歳から五歳児へのつながりを大切にし、さらに、夏以降の五歳児には、他園との同年齢児交流、小学校低学年児童交流など翌年の学校生活との関連を重視しての教育計画が編成・実施されています。

なお、新幼児教育課程実施に併せて、「子育ての手引き」を作成しました。「適時に、何をどう教育することが子どもの自立につながるか」を、小学校低学年まで年代ごとに子どもの特徴的なしぐさや、心の葛藤における親の関わり方のポイントを示しています。若いお父さん・お母さんが乳児・幼児・児童と呼び名が変わる節目に、各段階での課題を克服し、通過できるようにするために、子どもの成長や発達の原則、親として「してやれること、してやるべきこと」を理解できるよう応援したい、との願いで作成しました。

9 地域における「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」についての普及啓発等

(施策の具体例)

- 1) 働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民・企業への働きかけ
 - ・地域の住民を対象とした子育て教室の実施
 - ・企業の人事担当者等に対する働き方の見直し等の働きかけ
 - ・企業内保育所の整備や一般開放の働きかけ
 - ・「家庭にやさしい企業」「出産後も女性が継続就労できる職場」の実現に向けたセミナー等の開催
 - ・両立支援に向けた企業と市町村等関係機関の連携会議の開催
- 2) 父親が地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会づくり
 - ・父親が育児を学ぶセミナー等の開催
- 3) 親子の休暇取得の促進や休暇の分散化等を通じた親子のふれあう機会の拡大
- 4) 夜間・土日等における保護者会や保護者面談の実施など働く親が参加しやすい学校行事の実現

○ 男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、仕事と子育ての両立をより一層推進するため、「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」等について、労働者、企業等を対象に、セミナー、会議等の開催等を行うなど、地域における普及啓発等を行う。

1) 働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民・企業への働きかけ

男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての普及啓発を図るためにには、地域全体としての気運を盛り上げることが必要であることから、地域住民を対象に、男性労働者の育児休業の取得等についての意識啓発や子育てに関するセミナーなどを実施することが必要である。

また、子どもを安心して育てやすい職場づくりを実現するため、企業に対しても、セミナー、会議等を開催し、男女労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくり、子育て期における残業時間の縮減、長期休暇の取得の推進、企業内託児施設の整備、配偶者の出産時における休暇の取得促進などを進め、家庭にやさしい企業の普及促進を図ることが必要である。

【取組例】企業向け「父親の育児参加推進研修会」（長崎県佐世保市）

佐世保市は、その特色として基地の街であることがあげられます。これは、転勤族の多さにもつながり、その中で、母親が見知らぬ土地で子育てを始める際の不安感、負担感につながっています。核家族も多く、そこで父親が子育ての大切さに気づき、育児参加の意識をもてるよう啓発することを目的として研修会を行っています。

対象者は、①働いている父親 ②企業経営者 ③企業内男性職員と3つの柱をたてましたが、更に④として①～③全部を対象としたもの（講座と体験）も企画しました。また、研修会を開催する前に乳幼児をもつ市民200人を対象にアンケートを行いました。

研修会で盛り込む内容は、家庭での子育ての協力者としての父親の役割、父親として子どもの成長に大切な援助者としての役割、父親の働きやすい職場づくりなどです。

実施にあたっては、共催のかたちをとり、①については保育所、幼稚園の団体、子育てサークルと②については青年会議所、商工会議所、銀行関係、農協関係、保育士養成の学校と③についてはモデル事業として市役所職員から始め、他の課の協力を得て行う、というように協力をいただきました。

実施回数、参加者は、平成13年度には①については2回、参加者計66名④の全市的な「子育てイベント」は1回、参加申込み630名でした。また、平成14年度には①については1回、参加者50名、②については1回、参加者50名、③については1回、参加者50名④については1回、参加者531名となっています。

研修は子育て家庭課の保育士が企画し、当日は男性職員、支援担当保育士、公立保育所の保育士などがスタッフとして動きます。スタッフの人数は、研修会5～7名程度、イベント20～25名程度です。

成果として、目に見えての参加人数の上昇はないのですが、研修会参加後のアンケートや参加者の表情を見る限りでは、満足度はかなりあります。

これから地道に研修の回数を重ねることからの意識改革、またイベントにおいては、父親に対し育児の意識を啓発し遊びのヒントを与えることで、家族間に安らぎと育児放棄の予防、親としての自覚が育っていくのではないかと思われます。

平成14年度には上記のほかに、父親と子育てに携わる方も対象に子育てイベントを1回行いました。保育団体と共に、1,000名の参加がありました。)

【取組例】企業連絡協議会（熊本県大津町）

大津町では、立地企業も多いことから、全就業者に女性就業者の占める割合は40%台となっており、乳幼児期の子どもを持つ女性の就業率も増加しています。

このように、女性の社会進出が一層進展していく中、仕事と子育ての両立には行政の支援策だけでは限界があり、子育て支援に対する企業側の取組が求められています。

平成14年度よりこの要因に働きかける「ファミリー・フレンドリー企業促進プログラム」に取り組んでいます。

町には町内企業59社による企業連絡協議会があり、会との共同で以下の事業に取り組んでいきたいと考えています。

(ア) 子育て支援に関する企業意識調査

協議会からの要望もあり、加盟する企業を対象に、子育て支援に関する取組の現状、今後の意向等についてのアンケート調査を14年12月に実施しました。現在集約中です。

(イ) ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発

企業の新しい経営戦略ともなり得るファミリー・フレンドリー企業についての普及啓発を目的とした講演会、パネルディスカッションを開催していきます。

(ウ) ファミリー・フレンドリー企業研究会の発足

協議会加盟の企業のうち、子育て支援に前向きな企業、子育て支援関係機関及び行政で構成する研究会を発足し、複数の企業による事業所保育所の設置等企業による子育て支援のモデル的な取組につながる検討を行っていきたいと思います。

【取組例】家庭共育フォーラム（新潟県新潟市）

新潟市では、子どもを育てる過程の中で、親もまた人間的な成長を遂げるのだという考え方のもと、このフォーラムは親と子が共に育つという意味で「共育フォーラム」と名づけています。この家庭共育フォーラムは、平成10年度から新潟市教育委員会と新潟市小中学校PTA連合会が共同で開催しているもので、今年で5年目10回を数えました。毎回、市教育委員会とPTA連合会で5~6回の会議を開催し、テーマ設定や講師の選定等を協働して企画して、実施してきました。

この事業の特徴としてもう一つ申し上げるとすれば、家庭教育における父親の係わりに注目すべきではないかということで、当初よりこの点に着目してテーマを設定し、フォーラムを開催してきました。お父さんとお母さんが手を組んで、共通認識の下、子育てに向かうことが子どもたちの健やかな成長とともに、親も子どもと共に成長することになると思っております。

毎年2回ずつ開催し、1回は講演会形式、1回はグループワーク形式で実施しています。新潟市小中学校PTA連合会をとおして、各単位PTA会員に参加を呼びかけると共に、市の広報紙で広報し、一般市民の参加を募っています。参加人数は、講演会の回が200人~400人程度、グループワークの回が100人前後の参加者となっております。これまでの10回にのべ1,951人が参加され、うち男性が602人(約31%)となっております。本年度は、2回の開催で316人の参加があり、そのうち男性が140人で約44%を占めています。講師は、地方では日頃なかなか聴く機会のない東京などの遠方から著名な講師を招聘して開催しております。

とかく子育ては母親任せという風潮のなか、新潟市PTA連合会との共催という特色を活かし、お父さんに興味を持てるテーマで少しでも多くのお父さんに参加してもら

い、子育ての在り方を考えてもらう機会を提供したいと実施しております。参加者からも高い評価を多くいただいています。

【取組例】育児休業推進優良事業所表彰(千葉県市川市)

市川市は、少子化に伴う将来の労働力人口減少を視野に、2001年から男女共同の子育て環境整備を重点事業と位置づけています。「親責任を果たせる労働環境の整備」を行政の責任と明記し、労働時間短縮、男性の家事・育児参加支援事業、育児休業優良事業所表彰、事業所内託児施設推進事業に取り組んできました。

育児休業優良事業所表彰は、市内の企業にアンケート調査し、育児休業取得促進に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。2001年の調査は、従業員30人以上の事業所と女性従業員の多い病院、保育所、幼稚園など613事業所(官公庁を除く)を抽出し、214事業所(37%)から回答を得ました。育児休業取得率は79%と全国平均(56%)を上回りましたが、男性の取得者はゼロでした。

表彰の基準は、①育児休業取得率が過去3年間80%を上回っている、②休業期間中も賃金を支給している、③育児のための労働時間短縮を実施している、④職場復帰の研修を実施し原則として原職に復帰する、⑤代替の人員を配置しているなどで、市川市農協、京葉瓦斯など31事業所を表彰し、「エンゼルプランマーク」を交付しました。

さらに、「親責任を果たせる労働環境の整備」を掲げ、①企業内保育所の設置、②男性の育児休業、子育て休暇取得の奨励、③労働時間の短縮、④子育てと仕事の両立支援制度を事業主に要請し、企業や地域が「子どもプラン」を作成するよう促しています。